

行橋市 保育所 利用調整基準表

保育所、認定こども園及び小規模保育事業の利用調整（選考）は、本表に基づき行うものとします。

利用調整にあたっては、選考指数により、世帯の保育の必要性に応じて点数を設定します。

選考指数

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間		
	類型	細目					
1	労働	外勤	月160時間以上の労働に従事している		10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長年度末まで ・ 雇用期間の定めがある場合は、期間が終了するまで 	
			月120時間以上労働に従事している		9		
			月48時間以上の労働に従事している		8		
		内勤 (在宅勤務・内職)	月160時間以上の労働に従事している		8		
			月120時間以上労働に従事している		7		
			月48時間以上の労働に従事している		6		
		自営 (主たる従事者)	居宅外	月120時間以上の労働に従事している			9
				月48時間以上の労働に従事している			7
			居宅内	月120時間以上の労働に従事している			8.5
				月48時間以上の労働に従事している			6.5
		自営 (家族・協力者)	居宅外	月120時間以上の労働に従事している			8
				月48時間以上の労働に従事している			6
				賃金が発生していない			5.5
			居宅内	月120時間以上の労働に従事している			7.5
				月48時間以上の労働に従事している			5.5
賃金が発生していない				5			

2	求 職	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)		保育実施月から月48時間以上の就労が確定している	120時間以上	7	3ヶ月以内	
		就労未定 (採用予定証明書の提出なし)		求職活動中	120時間未満	6		
						4		
3	出 産 ・ 疾 病 負 傷 ・ 障 害	出 産	予定月をはさんで産前2ヶ月から産後3ヶ月まで			7	6ヶ月以内	
		疾病・負傷	入 院	入院が確定している場合を含む			10	入院、療養を要しなくなる月の末日まで (最長年度末まで)
			居宅内療養	常時臥床			10	
				精神性・感染症			10	
				一般療養			8	
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・B 精神福祉障害者手帳1級・2級・3級			10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の末日まで	
身体障害者手帳3級				8				
身体障害者手帳4級				6				
4	看 護 (介 護)	病院・施設付添	週3日以上が付添が必要			10	療養、通学を要しなくなる月の末日まで	
		施設送迎	週3日以上を送迎が必要			8		
		自宅介護 (別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時観察と介護が必要			9		
			上記以外の観察と介護が必要			6		
5	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合				10	年度末まで	
6	そ の 他	就学技能習得等	就職に必要な技能習得のため月16日以上かつ週16時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている			※1	就学または技能取得等の予定期間が満了する月の末日まで	
			通信制大学、通信教育(リモートを含む)の学生である			3		
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合				※2	保育の必要が無くなった月の末日まで	

注：就労時間は、休憩時間を含みます。

※1は、分類番号1を準用

※2は、世帯状況等に応じて市長が別に定める。